五　改正法附則第二十五条において読み替えて準用する改正法附則第十三条第八項において読み替えて準用する新農協法第四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（都道府県農業会議の組織変更の登記）

第三条　都道府県農業会議が改正法附則第三十三条第一項に規定する組織変更（以下この項及び第三項において「組織変更」という。）をしたときは、改正法の施行の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更後の一般社団法人について設立の登記をしなければならない。

2　商業登記法第七十六条の規定は、前項の登記について準用する。

3　第一項の登記の申請書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十七条及び同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　改正法附則第三十一条第二項の規定による指定を受けたことを証する書面

二　組織変更計画書

三　定款

四　組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

五　会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ　就任を承諾したことを証する書面

ロ　会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ　会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

六　改正法附則第三十五条において読み替えて準用する改正法附則第十三条第八項において読み替えて準用する新農協法第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（全国農業会議所の組織変更の登記）

第四条　全国農業会議所が改正法附則第三十七条第一項に規定する組織変更（以下この項及び第三項において「組織変更」という。）をしたときは、改正法の施行の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更後の一般社団法人について設立の登記をしなければならない。

2　商業登記法第七十六条の規定は、前項の登記について準用する。

3　第一項の登記の申請書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十七条及び同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　改正法附則第三十一条第二項の規定による指定を受けたことを証する書面

二　組織変更計画書

三　定款

四　組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

五　会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ　就任を承諾したことを証する書面

ロ　会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ　会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

六　改正法附則第三十九条において読み替えて準用する改正法附則第十三条第八項において読み替えて準用する新農協法第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

法務大臣　岩城　光英
農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十八年一月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十九号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三号中「千葉県成田市」を「千葉県千葉市及び成田市」に、「及び」を「並びに」に改める。

第九号を第十号とする。

第八号中「福岡県福岡市」を「福岡県北九州市及び福岡市」に改め、同号を第九号とする。

第七号の次に次の一号を加える。

八　広島県及び愛媛県今治市の区域

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十八年一月二十九日
内閣総理大臣　安倍　晋三